

みんなの森林づくりプロジェクト推進事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日付け25林整森第59号農林水産事務次官依命通知。）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知。）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。）、みんなの森林づくりプロジェクト推進事業実施要綱（平成29年6月16日付け林振第236号農林水産部長通知。）及びみんなの森林づくりプロジェクト推進事業交付金交付要綱（平成29年6月16日付け林振第237号農林水産部長通知。）、みんなの森林づくりプロジェクト推進事業実施要領（平成29年6月16日付け林振第238号農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づくみんなの森林づくりプロジェクト推進事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項について定めるものとする。

(活動組織への支援)

第2 活動計画作成支援及び採択申請書の内容確認など活動を行おうとする活動組織への支援は、県及び活動を行う森林を管轄する市町村（以下「市町村」という。）が行う。

(活動組織の運営)

第3 活動組織は県実施要領に基づき、事業実施期間の終了後も継続して活動を行うため、様式第1号に示した例を参考に規約を定めるものとする。

(活動の実施に関する協定)

第4 県実施要領に基づき活動組織の代表者が対象森林の所有者との間で締結する協定は、様式第2号によるものとする。

(活動計画の作成)

第5 活動組織は、県実施要領に基づく活動計画を様式第3号により作成するものとする。

(採択申請)

第6 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするときは、第5に基づく活動計画書に第4により締結した協定書及び活動組織の運営に関する規約等を添え、様式第4号により市町村に4部提出するものとする。

(市町村の支援等)

第7 市町村は、第6による書類が提出されたときは、第2及び県実施要領第3に基づき、同要領別紙1第5第4項(3)に定めるイからオまでの事項を満たしていることを確認の上、活動対象森林の確認と併せ、様式第5号により活動に対する支援の有効性などについて意見を付し、活動を行う森林を管轄する地方振興事務所長又は地域事務所長(以下「所長」という。)へ3部提出するものとする。

(県の支援等)

第8 所長は、第7による書類が提出されたときは、県実施要領別紙1第5第4項に定めるアからオまでの事項を満たしていることを確認の上、水産林政部長(以下「部長」という。)宛て2部進達するものとする。部長は取りまとめの上、地域協議会長へ提出するものとする。

2 所長は、前項の書類確認に当たって、森林施業やモニタリング手法などの技術的事項について指導、助言に努めるものとする。

(審査及び採択決定)

第9 地域協議会長は、部長から提出のあった書類を審査の上、当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、国からの交付決定後に採択を決定し、速やかにその旨を、様式第6号により活動組織の代表者及び部長並びに市町村長あて通知するものとする。

2 部長は、前項の通知があったときは、所長に通知する。

(採択内容の変更)

第10 活動組織の代表者は、第9により採択された内容について、県実施要領に基づく変更が生じた場合は、様式第7号により市町村に4部提出するものとする。ただし、変更内容が県実施要領別紙1第5第6項に基づく事項以外の場合は、変更のあった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時いずれか早い期日に、様式第7号により市町村へ4部届け出るものとする。

2 市町村は、前項に基づく提出又は届出があった場合は、変更内容を確認の上、3部を所長に提出するものとする。

3 所長は、前項に基づく提出があったときは、県実施要領に基づく変更に係る事項の内容を確認の上、部長あて2部進達するものとし、部長は取りまとめのうえ、地域協議会へ提出するものとする。

4 地域協議会長は、前項の通知があったときは、変更内容を確認の上、適当と認められるときは速やかに承認し、その旨を活動組織の代表者及び部長並びに市町村長あて通知するものとする。

5 部長は、前項の通知があったときは、所長に通知する。

(活動の着手)

- 第11 活動組織は、活動の円滑な実施を図るため、採択決定前に着手する場合にあっては、あらかじめその理由を明記した採択決定前着手届を様式第8号により、地域協議会に提出するものとする。
- 2 地域協議会長は、前項の届出を受理したときは、その旨を部長及び市町村長あて通知するものとする。
- 3 部長は、前項の通知があったときは、所長に通知する。

(活動の実施)

- 第12 活動組織は、様式第9号から11号により活動の実施に必要な県実施要領に基づく活動記録、金銭出納簿、モニタリング報告書を作成するものとする。
- 2 所長は、活動組織の要請に応じて森林施業やモニタリング手法などの技術的事項について指導、助言を行うとともに、市町村及び地域協議会との情報共有に努めるものとする。
- 3 市町村又は地域協議会は、所長及び部長が行う技術支援に必要な応じて同行し、活動組織への助言・指導に努めるものとする。

(概算払い)

- 第13 活動組織は、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の1/2を上限とし概算払により請求できるものとする。
- 2 概算払いについては、1採択申請に当たり1回限りとする。
- 3 活動組織は、前項の規定に基づき概算払により補助金の交付の請求をしようとするときは、別記様式第1号を所長あて3部提出しなければならない。
- 4 所長は、前項に基づく提出があったときは、書類等により実施内容を確認の上、部長あて2部進達するものとし、部長は取りまとめのうえ、地域協議会へ提出するものとする。
- 5 地域協議会は、前項による請求内容が適当と認められた場合は、活動組織に交付するものとするとともに、その旨を部長及び市町村長あて通知するものとする。
- 6 部長は、前項の通知があったときは、所長に通知する。

(実施状況報告及び確認)

- 第14 活動組織は、県実施要領別紙1第5第8項に基づく実施状況について、様式第12号により作成の上、市町村に4部提出するものとする。
- 2 市町村は、前項に基づく提出があった場合は、実施状況内容を確認の上、所長に3部提出するものとする。
- 3 所長は、2に基づく提出があったときは、県及び市町村が負担する交付金に係る履行状況を調査するため、現地において実施状況を確認の上、部長に

報告するものとし、部長は取りまとめの上、地域協議会に提出するものとする。

- 4 3による実施状況の確認は、所長が部長に協議の上、部長に確認を依頼できるものとし、その場合、所長は書類を2部進達するものとする。なお、市町村及び地域協議会は、必要に応じて、県が行う実施状況の確認に同行できるものとする。
- 5 地域協議会長は、3に基づく提出があったときは、速やかにその確認結果について、様式第13号及び別記様式第2号により活動組織の代表者に通知するものとする。併せて、その旨を部長及び市町村長あて通知するものとする。
- 6 部長は、前項の通知があったときは、所長に通知する。
- 7 地域協議会長は、5の場合において、既に第13に基づきその実施状況に応じた交付金の額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返納を求めるものとする。
- 8 活動組織の代表者は、7により交付金の返納を求められた場合、速やかに当該交付金額を納付するものとする。

(事業の周知)

第15 県及び地域協議会は、ホームページなどを活用し、本事業に関する普及啓蒙に努めるものとする。

(交付金に係る予算措置及び調整)

- 第16 部長は、次年度以降の活動要望について活動組織などへ照会の上、取りまとめた結果を所長及び市町村に周知し、交付金配分計画を作成するなどして予算措置について必要な調整を図るものとする。
- 2 市町村は、前項による調整を踏まえ、必要な予算の確保に努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年5月29日から施行し、平成30年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月17日から施行し、令和元年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行し、令和2年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要領は，令和3年4月12日から施行し，令和3年度予算に係る交付金から適用する。